

議案第 5 5 号

関市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

関市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

消防団員の退職報償金の支給要件を改めるため、この条例を定めようとする。

関市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

関市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「3年以上」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する消防団員については、この限りでない。

- (1) 勤務年数が3年未満である者
- (2) 機能別団員

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。